

第

5

次

# 恵庭市行政改革推進計画

平成24年度 ～ 平成28年度



## 恵庭市

平成24年3月



## ごあいさつ

～市民と行政の協働による新しい自治の姿の実現をめざして～

人口減少、少子高齢化が本格化する時代に入り、個人の生活や家族のあり方、地域の様相も大きく変化する「大変動の時代」に入ります。

このような時こそ、同じ地域に生きるものが、心を一つにして乗り切っていかなければなりません。私たちの住む恵庭は多くの可能性を秘めており、その可能性を引き出すことができるのは市民の皆さんのまちを愛する思いと行動であると考えます。

誰もが愛するまち“えにわ”をより美しく住みよいまちにするために、市民一人ひとり、地元の企業や学生さん、そして市役所の職員がともに力を合わせて次の時代に希望を持って立ち向かう、そうした市政を築かなければなりません。

ここにお示しする「第5次恵庭市行政改革推進計画」は、市民と行政の協働による新しい自治の姿の実現をめざし、市民が参加・参画しやすいまちづくりを進めるために、より一層、情報公開などの透明性を高め、市民目線に立った行政運営を推進するとともに、皆さんの思いが市政に結びつく仕組みを皆さんとの協働により創っていきたいとの願いを込めた計画となっています。

未来に希望を託し今を安心して暮らせるように、この新たな行革による「まちづくりの仕組み」を皆さんと力を合わせて推進して参りたいと考えています。

第5次行政改革推進計画の策定に際して、ご協力を賜りました恵庭市行政改革推進委員会委員の皆さんに対し、心よりお礼を申し上げます。

平成24年3月

恵庭市行政改革推進本部長  
恵庭市長 原 田 裕



## 第1章 大綱

1	背景 ~ 恵庭市の行政を取り巻く環境	2
2	課題 ~ 「新しい自治の姿の実現」に向けての課題	3
3	目標 ~ 恵庭市の行政がめざすもの	3
4	方向性 ~ 新たな行政改革の基本的な考え方	4
5	推進期間	4
6	推進体制	5
7	第5次行政改革推進計画（全体イメージ図）	6

## 第2章 実施計画

1	実施計画体系図	8
2	実施項目	
1	政策形成過程への市民参加	9
2	まちづくりの担い手となる市民活動組織の育成	10
3	行政評価制度の推進	11
4	成果指標の導入	12
5	広報広聴活動の充実	13
6	庁内の情報共有の促進	14
7	人事制度基本計画の推進	15
8	官民協力（PPP）の推進	16
3	推進管理方法	17
1	モデル事業管理	17
2	数値目標管理	17

# 第 1 章 大 綱



## 1 背景 ～恵庭市の行政を取り巻く環境



現在、本格的な少子高齢化や高度情報化、さらには地域主権改革<sup>\*1</sup>が進展する社会が到来し、地域と自治体の自主性や自立性が強く求められています。その一つの要因として、いわゆる団塊の世代の引退により、この活力溢れる世代が大量に職場から去るため、社会経済に大きな影響を与えるということが挙げられます。それは高度成長時代以来、右肩上がりの経済や財源、人口動向により培われてきた大量生産・大量消費という価値観から、自己実現を達成するための生活様式へと意識が移り変わっていくことを予測させるものです。

一方、経済がグローバル化し、労働力が減少する中で、世界的に景気の回復は遅れ、日本はデフレ傾向が進行するなど、今後の経済成長が期待できない状況にあります。そうした変化は、社会保障費の増大や税収の減少などを招き、国政のみならず地方自治体の運営に大きな影響を与えています。

したがって、これまでと同様の手法を用いた行政運営を続けていては、自治体経営が成り立たなくなることが予想されます。引き続き、多様化する市民ニーズに柔軟に対応していくためには、行政運営の抜本的な改革が必要であり、その理念として“市民と行政の協働<sup>\*2</sup>”へとそのシステムを見直さなければいけない転換期を迎えています。

さらには、本格的な「地域主権改革」が進み、自治体には自らの責任と判断による主体的な運営を行うことが求められており、一層の自主・自立が重要となります。

大量生産・大量消費の時代は終焉を迎えつつあり、様々な価値観の下に自己実現の実感や精神的な豊かさを重視する新たな社会へと変遷する中で、自分たちの住む「まち」に対する思いは強まり、積極的にまちづくりに携わる人々が増加しています。

公共的な場においては、既存の町内会活動などに加え、市民活動団体やNPO<sup>\*3</sup>、さらには学校、民間企業といった行政以外の多くの担い手が活躍を見せ、これから迎える大変動の時代に対して、同じ地域に生きるものが心をつなげて互いに支え合い、築き合う関係へと変わってきています。こうした地域を愛する心を持ったすべての市民が、次の時代に希望を持って立ち向かい、協働するまちづくりこそ自治の基本であり、持続可能な地域社会構築の重要な要素となっています。

<sup>\*1</sup> 地域主権改革：地域のことを地域に住む住民が責任をもって決めることができる、活気に満ちた地域社会をめざす改革。

<sup>\*2</sup> 協働：住民や各種団体が行政と協力・連携し、それぞれの責任において、まちづくりや地域課題を解決していくこと。

<sup>\*3</sup> NPO：[Non-Profit Organization] 民間非営利組織。利益を追求することを主な目的とせず、社会に有用なサービスを提供する組織。

## 2 課題 ～「新しい自治の姿の実現」に向けての課題

これまで、町内会や老人クラブなどの地縁コミュニティ<sup>\*4</sup>がまちづくりの推進に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、近年では、役員の高齢化や担い手の不足など、コミュニティ形成の維持が困難な事態に直面し始めています。

町内会などの再活性化の方策のため、自主性や自立性を尊重しつつ、活動の支援として補助金などの財政的な支援に加え、人的支援、活動場所の提供、活動に関する情報提供などが必要です。一方、地縁だけにとらわれないNPOなどの活動や目的によって人が結びつくテーマ型コミュニティ<sup>\*5</sup>の形成が、これからのまちづくりには欠かせません。

したがって、市民はコミュニティの意義と役割について理解を深め、市民一人ひとりが積極的にコミュニティに加わり、また、その活動に参加するなどコミュニティを守り育てていくことが必要です。

市民との協働を推進し、個性的なまちづくりを実現するためには、市民と行政のパートナー意識の確立を図りながら、市政への参加を喚起するとともに、行政側では将来を見据えた広い視野に加えて、市民と同じ視点によるまちづくりや組織を横断的に連携した取り組みが必要です。さらには、職員の意識改革や育成・能力開発なども急務となっています。



## 3 目標 ～恵庭市の行政がめざすもの

人が生き生きと地域と関わりながら、自治体の経営を持続可能なものへとするためには、もはや公共サービスを行政のみの手で担うという考えから脱却しなくてはなりません。

地域の様々な主体が市役所と協働して公共を担う「市民と行政の協働による新しい自治の姿の実現」をめざすことこそが、これからの行政を運営していく上での基本理念になると考えられます。

したがって、第5次の行政改革推進計画においては、多くの市民が市政に参加し、市民と行政の役割や責任について双方が認識を深め、対等な立場でまちづくりを進めることを最重要課題に位置付け、推進することを目標とします。

これを契機に、「市民参加のまちづくりの構築」を実行し、市民との協働を推進する職員の意識と成熟した市民の意識を重ね、市民の自主性・主体性による活動を支援する市民と行政の新たなあり方を構築し、豊かさを実感できるまちづくりをめざします。

<sup>\*4</sup> 地縁コミュニティ：一定の地域に住む人たちが地域に根ざした活動を幅広く行っている組織。町内会、子ども会、老人クラブ、女性会 など

<sup>\*5</sup> テーマ型コミュニティ：特定のテーマや趣旨に沿った活動を行っている組織。ボランティア団体、市民活動団体、NPO など

## 4 方向性 ～新たな行政改革の基本的な考え方

平成 24 年度からの新たな行政改革大綱である「第 5 次恵庭市行政改革推進計画」の策定にあたっては「市民と行政の協働による新しい自治の姿の実現」を基本理念として掲げ、市民の代表である行政改革推進委員会による市民の視点からの検証・意見をいただき、十分な協議を行いながら、ともに行政改革を推し進めていきます。

今回の行政改革推進計画は「政策形成過程の改革」をめざす恵庭市独自のものであり、真の意味での「新たな行政改革」です。それにあたって大きなテーマとなる「意思決定システムの構築」と「評価システムの構築」を計画の 2 本柱として掲げます。

意思決定システムの構築	市民の声を事務事業に反映させ、最終的には政策の決定や予算に結び付ける仕組みを作ります。また、将来的にはまちづくりの担い手となる市民活動組織を育成します。
評価システムの構築	目標に対する評価を市民にとってわかりやすい指標を用いて行い、結果を公表します。また、評価結果を事業改善につなげる仕組みを作ります。

これらを一連の仕組みとしてマニュアルを示すことで、職員一人ひとりに 2 本柱を定着させていきます。また、この 2 本柱を支えるためには、従来から取り組んできた「市民と行政の情報共有」や「行政組織体制の充実」についてもさらに推進していかなくてはなりません。

このような政策形成過程の一連の流れを変える作業は、市民と行政の役割分担を明確にすることであり、地域主権改革の趣旨「自立と責任の改革」を進めることに他ならないことから、行政運営において極めて重要なものと考えます。

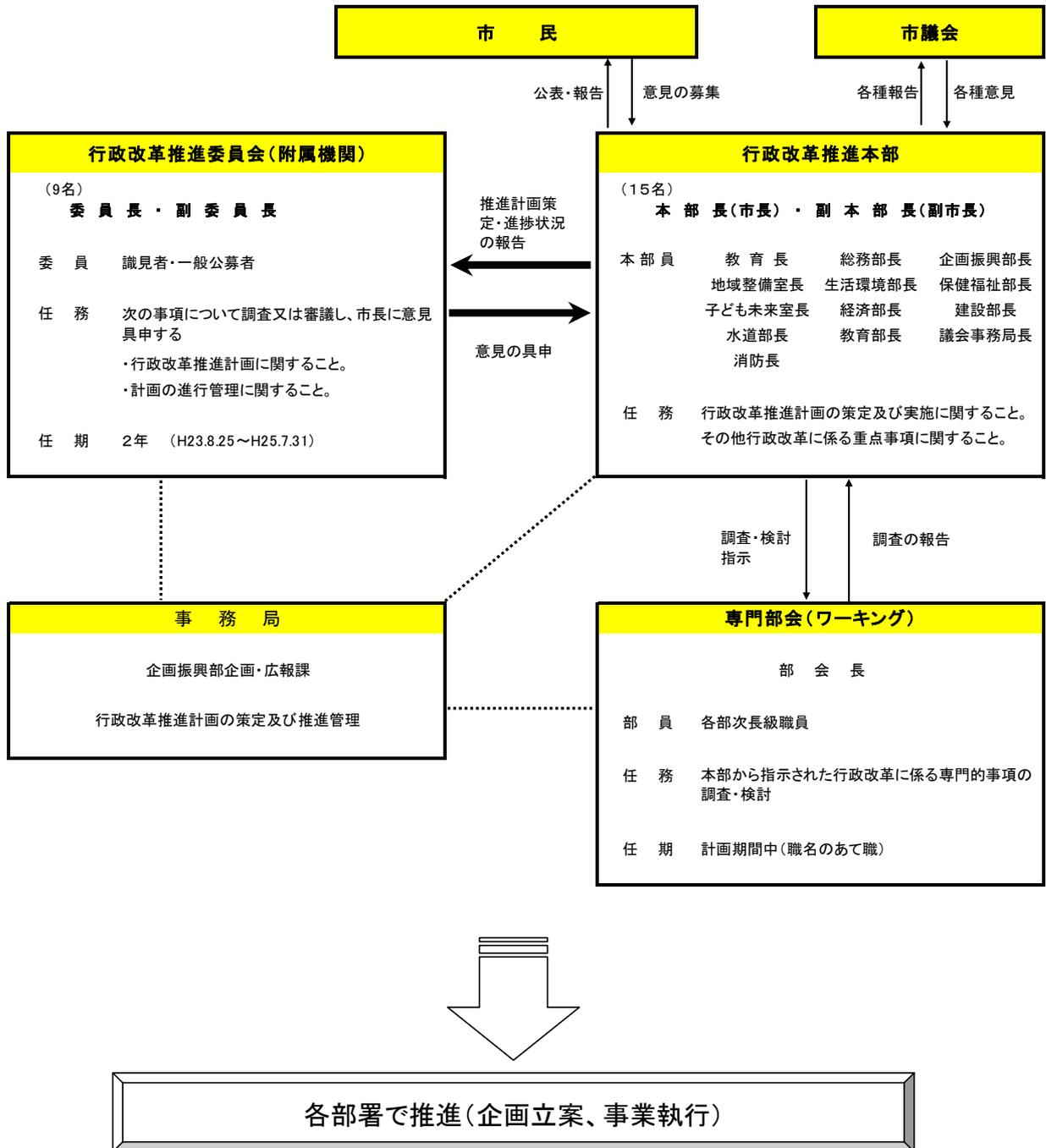
## 5 推進期間

平成 24 年度 ～ 平成 28 年度 5 年間

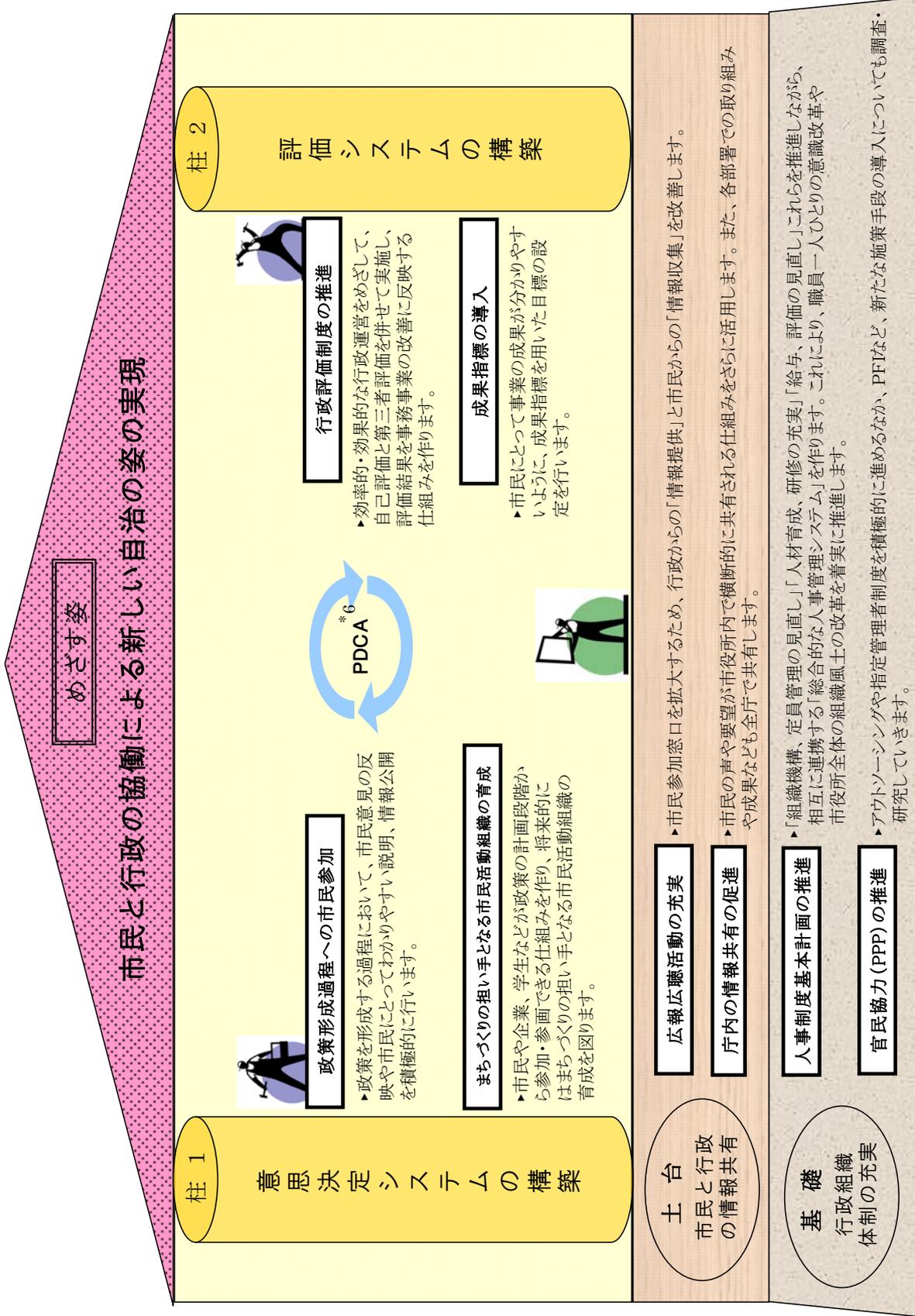
第 5 次行政改革推進計画では 2 本柱の仕組みの構築を目標としており、実施計画を策定し、5 年間に亘る検証を重ねることで熟成させていくものです。

また、次期行政改革推進計画の策定にあたっては、平成 28 年度から開始される第 5 期総合計画と整合性を図って見直していきます。

6 推進体制



## 7 第5次行政改革推進計画（全体イメージ図）



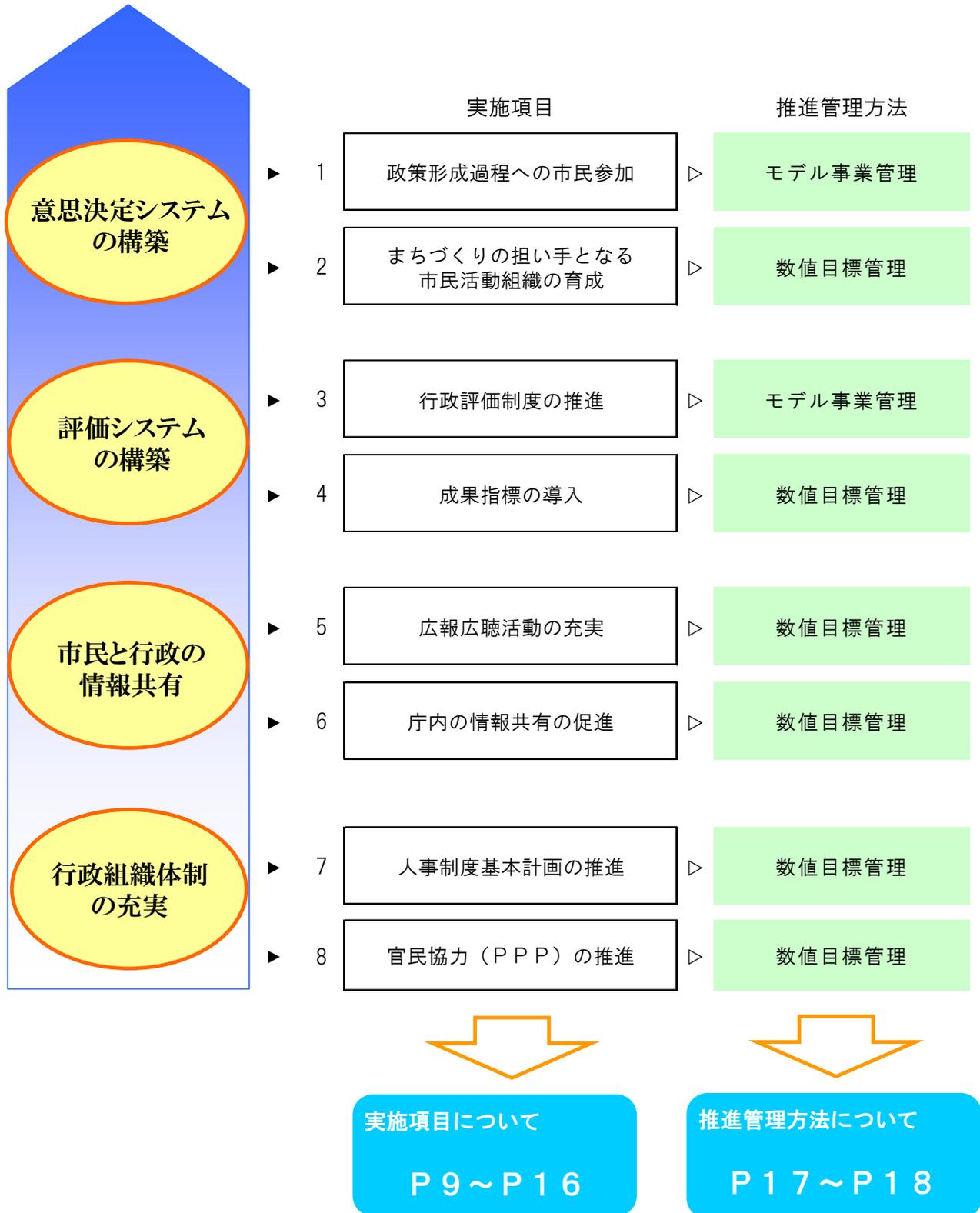
\*6 PDCA : Plan(計画) Do(実施) Check(評価) Action(改善)により、継続的に事業の改善を図るマネジメントの手法。

# 第 2 章 実施計画



# 1 実施計画体系図

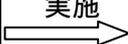
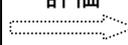
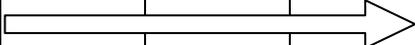
《めざす姿》市民と行政の協働による新しい自治の姿の実現



## 2 実施項目

### 1 政策形成過程への市民参加

▶様々な計画作りや見直し・事業の実施などの政策形成の過程において、「市民意見を反映する」、「市民に分かりやすく説明する」、「積極的に情報公開する」。これらを定着させるための仕組みを確立し、マニュアルとして示します。

担当課	企画・広報課					
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント制度実施要綱策定</li> <li>・市民と行政の協働のまちづくり指針策定</li> <li>・附属機関の一般公募制度の導入</li> </ul>					
現 状	様々な市民意見を把握する場を提供しつつも、参加者の偏りなど、広く市民の意見を政策に取り入れるまでには至っていない。					
課 題	幅広く市民意見やニーズを把握し、政策に反映する仕組みの確立とその検証が必要。また、反映できなかったニーズの処理や説明が不十分。					
達成目標	市民意見を政策に反映する仕組み、及び説明責任を果たす仕組みを確立し、マニュアルとして示す。					
取組内容	モデル事業を用いて政策形成過程における、市民意見の反映や、効果的な説明、積極的な情報公開を行う仕組みを構築し、マニュアルを作成する。					
目標達成に向けた取組計画	取組項目	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8
	モデル事業の検証	計画 	実施 	評価 		
	市民参加による政策形成マニュアルの作成					
推進管理	モデル事業管理					

## 2 まちづくりの担い手となる市民活動組織の育成

▶地域コミュニティの形成・発展のため、まちづくりの担い手となる町内会や市民活動団体、NPO、企業、学生などが**政策形成に参加できる環境を作ります**。また、個々の市民活動団体の連携を図り、大きな活動へと発展させる仕組みづくりや、**将来のまちづくりの担い手となる団体や市民に対する積極的な支援を推進します**。

担当課	市民活動推進課					
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体事務の移管</li> <li>・社会活動貢献者表彰制度策定</li> <li>・ブーケトス事業</li> </ul>					
現 状	市民活動団体間の連携を図るための「えにわ知恵ネット事業」や、市民活動団体を支援するための「ブーケトス事業」を展開している。					
課 題	町内会や市民活動団体、NPO、企業、学生などが将来のまちづくりの担い手となるための積極的な支援が必要。					
達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種市民委員会を政策提案や政策議論の場に成長させる。</li> <li>・将来のまちづくりの担い手となる市民活動や団体活動を支援・推進する。</li> </ul>					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種市民委員会に様々な団体や企業・学生などの参画を得る。</li> <li>・まちづくりの担い手となる（仮称）市民活動センターの創設を目指す。</li> <li>・市民活動団体の活性化及び多様な活動の育成を図る。</li> </ul>					
目標達成に向けた取組計画	取組項目	24	25	26	27	28
	各種市民委員会の設置各部対応	⇒				
	政策提案・議論の場の創出		⇒			
	（仮称）市民活動センターの設置	⇒				
	市民活動活性化施策の推進	⇒				
推進管理	<p>数値目標管理</p> <p>例・各種市民委員会への団体・NPO・企業・学生の参画数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・えにわ知恵ネット事業数参加団体の増加</li> <li>・市民と行政の協働事業実施件数</li> </ul>					

### 3 行政評価<sup>\*7</sup> 制度の推進

▶効率的・効果的な行政運営をめざし、これまでの評価の仕組みの精度を高めるため、自己評価、第三者評価の後、**評価結果を担当課に返し、改善につなげるローリングの仕組みを確立し、マニュアルとして示します。**

担当課	企画・広報課					
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務事業評価制度導入</li> <li>・事業仕分け実施</li> </ul>					
現 状	事務事業評価や事業仕分けの実施により、財政収支の改善が図られ、職員の意識改革のきっかけとして一定の成果があった。					
課 題	これまでの評価制度の精度を高め、評価結果を次の段階に活かす仕組みが必要。					
達成目標	評価結果を担当課に返し、計画や事務事業の改善を行う仕組みを確立し、マニュアルとして示す。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル事業を用いて評価の仕組みを確立し、評価方法や結果の公表、事務事業や計画の見直しまでの仕組みを構築し、マニュアルを作成する。</li> <li>・決算調書による評価を継続して行い、モデル事業の例に従い改善する。さらに、新たな評価審査機関についても検討する。</li> </ul>					
目標達成に向けた取組計画	取組項目	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8
	モデル事業の検証	計画 →	実施 →	評価 →		
	行政評価マニュアルの作成			→		
	既存評価手法の継続・改善	→				
推進管理	モデル事業管理					

\*7 行政評価：行政の事業について一定の基準、指標をもって、妥当性や達成度、成果を測定すること。

## 4 成果指標<sup>\*8</sup>の導入

▶行政評価を推進する中、施策や事務事業を「市民にとっての効果は何か」「当初期待したとおりの成果はあったか」という成果指向型の視点から市民に分かりやすい客観的な評価・検証を行います。

担当課	企画・広報課					
これまでの取組実績	《 新規 》					
現 状	一部には数値目標を取り入れた計画はあるものの、ほとんどは市民にとって成果が分かりづらい指標であった。					
課 題	「市民にとっての効果は何か」「当初期待したとおりの成果はあったか」という視点の成果指標を用いて、客観的に評価・検証を行い、結果を次の段階に活かす仕組みが必要。					
達成目標	全ての事務事業及び計画を市民に分かりやすい指標を用いて評価し、結果を公表することで、目的に対する成果を明確にする。					
取組内容	モデルとなる事業を選択し、成果指標を導入する。併せて費用対効果も公開する。					
目標達成に向けた取組計画	取組項目	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8
	モデル事業の検証	計画 →	実施 →	評価 →		
	成果指標の導入				→	
推進管理	数値目標管理 例・成果指標を設定した事業数 ・成果指標を設定した計画策定数					

\*8 成果指標：事業の目的がどの程度達成されたか、市民にとってどのような効果があったかを測定する指標。

## 5 広報広聴活動の充実

▶市民参加の機会を拡大するため、「分かりやすい情報提供」と「積極的な情報収集」のさらなる改善に努めます。また、市民の意見を把握する新たな有効手段も積極的に活用します。

担当課	企画・広報課、市民活動推進課					
これまでの取組実績	市民の広場開設、パブリックコメント制度導入、ホームページ開設、市民意識調査実施、出前講座実施、広報モニター制度導入検討、市民の声・市長への手紙・市長へのまちづくり提言					
現 状	市民の広場を町内会単位で全市的に実施するなど、広聴環境を整備しつつあるが、市民要望の把握は不十分。また、広報手段としてホームページを有効的に活用できていない。					
課 題	市民の広場やホームページなど、既存の広報広聴手段の改善、及び新たな手段の導入について検討が必要。					
達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体・企業・学生等の市民の広場への参加を拡大する。</li> <li>・市民アンケートを積極的に活用する。</li> <li>・ホームページをリニューアルする。(使いやすさの向上・内容の充実)</li> </ul>					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世代別、職種別等、幅広い市民層の市民の広場への参加を促進する。</li> <li>・市民意識調査(アンケート)の定期的な実施及び一元化を図る。</li> <li>・ホームページのリニューアル及び内容の整理。</li> </ul>					
目標達成に向けた取組計画	取組項目	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8
	市民の広場の参加対象拡大	→				
	市民意識調査(アンケート)の定期実施	→				
	ホームページの使いやすさの向上・内容の充実	→				
推進管理	数値目標管理 例・市民の広場参加団体数及び、開催回数 ・アンケートによる意見数 ・ホームページ閲覧数、コンテンツ <sup>*9</sup> 数					

\*9 コンテンツ：ホームページに掲載される情報内容。

## 6 庁内の情報共有の促進

▶市民の声や要望への対応状況が市全体の情報として横断的に共有されるため、庁議<sup>\*10</sup>やE-netシステム<sup>\*11</sup>のさらなる有効活用を図ります。また、各部署での取り組みや成果なども市役所内で共有します。

担当課	総務課、市民活動推進課					
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E-net システムの運用</li> <li>・ 意思決定機関として庁議を設置</li> <li>・ 広聴案件については、広報広聴課より担当課へ連絡</li> </ul>					
現 状	広聴案件の対応は担当課のみで終了し、処理内容などが他の課には不明。また、プロジェクト的な事業以外は、決裁による縦割りであり、横断的な共有手段は合議しかない。					
課 題	市民の声や要望への対応状況が市全体の情報として横断的に共有されるため、庁議や E-net システム、全庁共有フォルダ <sup>*12</sup> の有効的な活用が必要。					
達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の取り組みや各課の業務内容（仕事の進め方など）を全職員間で共有する。</li> <li>・ 庁議やプロジェクトチームなど横断的な体制をさらに推進する。</li> </ul>					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広聴案件をデータ化し、取り組み状況や成果・結果を E-net システムを使って共有する。</li> <li>・ 各課の事業概要を E-net システムや全庁共有フォルダを使って共有する。</li> </ul>					
目標達成に向けた取組計画	取組項目	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8
	成果・結果の共有	→				
	事業概要の共有	→				
推進管理	数値目標管理 例・市の取り組みの職員理解度 ・各課事業の職員理解度					

\*10 庁議：市政の重要事項を審議、決定する会議。月に2回開催。構成員は市長、副市長、教育長、部長職。

\*11 E-net システム：業務情報や職員スケジュールなどをパソコン上で共有する市役所内のネットワークシステム。

\*12 全庁共有フォルダ：市役所内のパソコン上でデータを共有する収容場所。

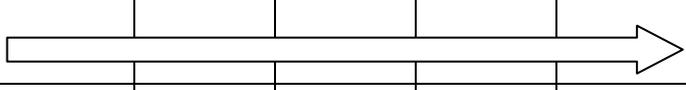
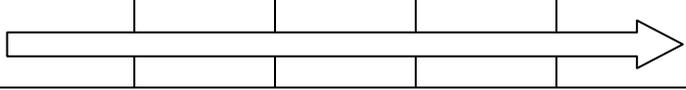
## 7 人事制度基本計画の推進

▶「市民要望に対応できる効率的な職員配置と定員管理」「職員自らが資質向上を図る研修や人材育成」「人事評価制度の確立による職員の意欲向上」これらが相互に連携する総合的な人事管理システムを作ります。このことにより、職員一人ひとりの意識改革や市役所全体の組織風土の改革に取り組めます。

担当課	職員課					
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次・第2次定員適正化計画の推進</li> <li>・人事評価制度の試行と給与制度の見直し</li> <li>・職員研修の充実</li> </ul>					
現 状	市民サービスの最適化を効率的かつ効果的に実現する組織機構及び職員の意識改革が求められている。					
課 題	組織機構・定員管理、人材育成、人事評価などの総合的な人事管理システムを構築しながら、職員の意識改革や組織風土改革に向けた取り組みが必要。					
達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な組織機構の再編と定員管理</li> <li>・採用から退職までの総合人事管理サイクルの確立</li> <li>・人事評価制度の確立</li> </ul>					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民ニーズに対応する適正な組織の検証、効率的な職員配置・定員管理を図る。</li> <li>・採用から教育・研修・異動までのモデルを示し、職員自らが資質向上を図る環境を整備する。</li> <li>・昇任や給与などの処遇に反映する仕組みを構築する。</li> </ul>					
目標達成に向けた取組計画	取組項目	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8
	組織機構・定員管理	→				
	職員研修の充実	→				
	人事評価制度の確立	→				
推進管理	数値目標管理 例・職員の年齢構成の平準化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修受講者数、自主研修受講者数</li> <li>・処遇（昇任・給与）に反映された職員数</li> </ul>					

## 8 官民協力（PPP<sup>\*13</sup>）の推進

▶ 民間が効率的・効果的に実施できることは民間に委ね、簡素で効率的な行政をめざすという基本原則のもと、アウトソーシング(外部委託)や指定管理者制度<sup>\*14</sup>を積極的に進めます。また、PFI<sup>\*15</sup>などの新たな施策手段についても調査・研究していきます。

担当課	政策調整課					
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度の導入</li> <li>・保育園・図書館などの一部民間委託</li> <li>・公共施設の見直し</li> </ul>					
現 状	市民ニーズの多様化や限られた人的資源という状況のなか、真に行政として対応すべき政策や課題に重点的に取り組む体制が確立されていない。					
課 題	「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本原則として、外部化手法の検討が必要。					
達成目標	市民ニーズに対応するため、PFIなど新たな施策手段を導入し、効率的な職員配置と定員管理を図る。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトソーシングや指定管理者制度を推進する。</li> <li>・PFIなど新たな施策手段を調査・研究する。</li> </ul>					
目標達成に向けた取組計画	取組項目	24	25	26	27	28
	アウトソーシング・指定管理者制度の推進					
	PFIなどの調査・研究					
推進管理	数値目標管理 例・外部化した公共サービス件数 ・外部化による異動職員数					

<sup>\*13</sup> PPP：[Public-Private-Partnership] 行政と民間がパートナーを組んで事業を行うこと。

<sup>\*14</sup> 指定管理者制度：自治体の指定を受けた民間企業やNPOなどが公共施設の管理運営を代行する制度。

<sup>\*15</sup> PFI：[Private-Finance-Initiative] 公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。

### 3 推進管理方法

▶ 8つの実施項目に対して、2種類の推進管理方法を設定します。

## 1 モデル事業管理

モデルとなる事業を選定し、実際に事業を展開しながら、「政策形成過程への市民参加」や「行政評価制度の推進」について検証していきます。それを実例として仕組みを構築し、マニュアルを作成します。完成したマニュアルは市役所内外に示し、定着させていきます。

(例) 次頁・図1「市民参加による意思決定から評価までのフローチャート」の流れに沿って、事業が展開しているかどうかチェックしていきます。 ~

市民ニーズをどのように把握したか、また意見交換など議論したか。  
 市民ニーズを分析して市役所内で横断的に協議したか。  
 事業（計画）提案時に市民意見を取り入れたか。  
 最終決定前に市民意見を取り入れたか。  
 最終決定後に事業（計画）の説明、公表を行ったか。  
 自己評価、第三者評価を実施したか。  
 評価結果を市民に公表したか。  
 実施結果に対する市民満足度を把握したか。  
 評価結果や市民満足度結果を有効活用して事業（計画）の見直しを行ったか。  
 見直した結果を公表し、さらに市民意見を取り入れ改善したか。

市民意見を求める度合いに応じて、数種類のマニュアルを作成します。

#### ■対象となる実施項目

- 1 政策形成過程への市民参加
- 3 行政評価制度の推進

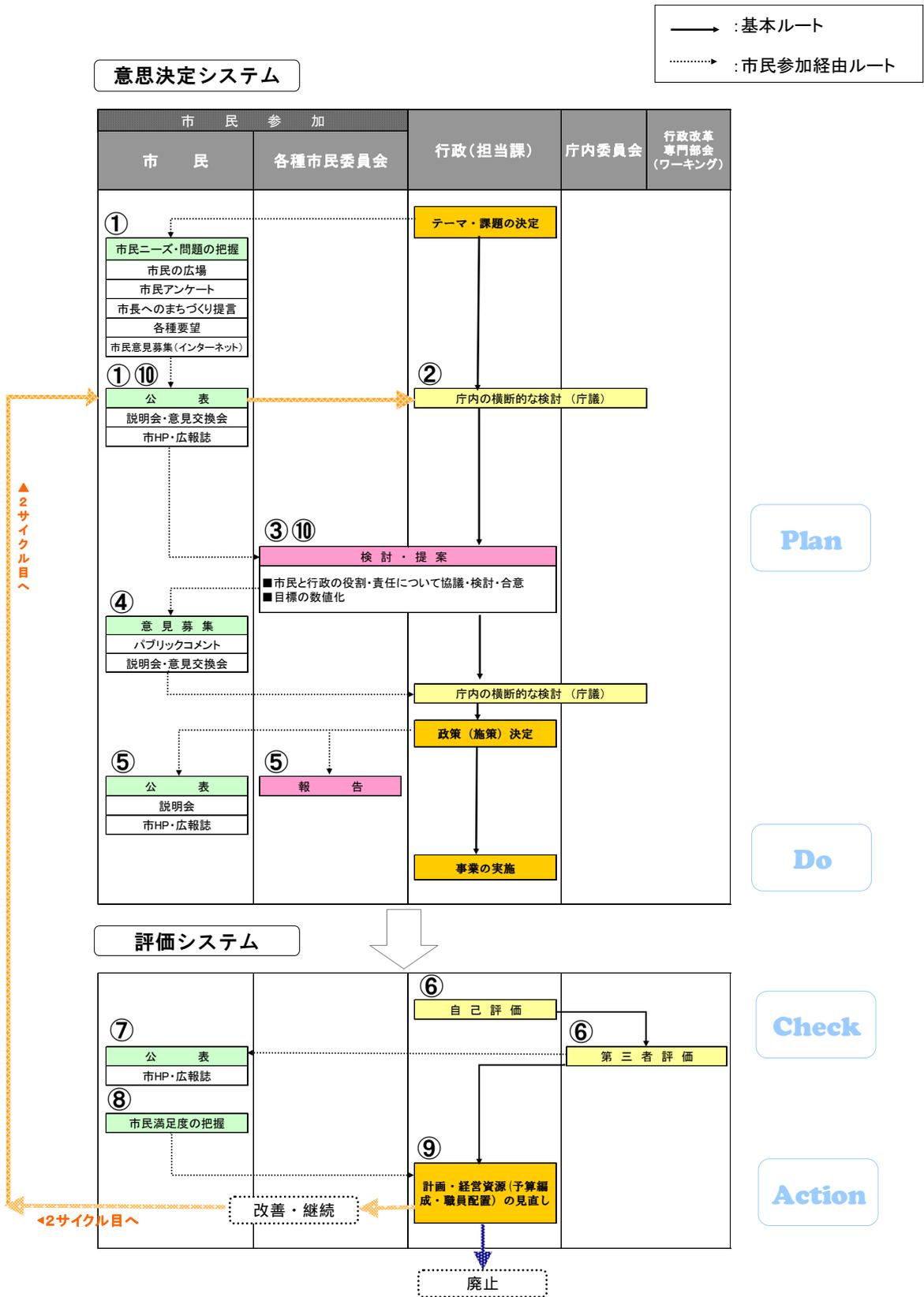
## 2 数値目標管理

実施計画の達成目標に対する成果を毎年検証します。「市民にとっての成果は何か。」「当初期待したとおりの成果は上がったか。」などの目標を数値（成果指標）で設定し、分かりやすい推進管理に努めます。

#### ■対象となる実施項目

- 2 まちづくりの担い手となる市民活動組織の育成
- 4 成果指標の導入
- 5 広報広聴活動の充実
- 6 庁内の情報共有の促進
- 7 人事制度基本計画の推進
- 8 官民協力（PPP）の推進

図1 市民参加による意思決定から評価までのフローチャート <sup>\*16</sup>



## 恵庭市行政改革推進委員会委員名簿

木村 龍一  
五宝 千明  
佐々木 政男（副委員長）  
佐藤 幾子  
真藤 邦雄  
銅道 秀明（委員長）  
三井 周一  
宮 忠志  
結城 健介

五十音順 敬称略

## 第5次恵庭市行政改革推進計画

～市民と行政の協働による新しい自治の姿の実現をめざして～

発行 平成24年3月

編集 恵庭市行政改革推進本部事務局  
（企画振興部企画課）  
〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地  
電話 0123-33-3131

このたび策定した「第5次恵庭市行政改革推進計画」は、これまで進めてきた多くの取り組みを継続しながらも、「市民と行政の協働による新しい自治の姿」を具現化する試みとして、市民意見が政策に結びつく仕組みを構築するという「政策形成過程の改革」をめざすものであり、恵庭市独自の新たな行政改革として取り組むことに大きな意義があると考えます。（事務局）

第 5 次



恵庭市行政改革推進計画